

平成二四年度総会・基調講演

## 「故久保起氏の遺志」

大阪経済大学名誉教授・環境市民文化研究所主宰

稲場 紀久雄

本日は貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。

久保さんは、絶筆になった手紙を私に遺されました。その手紙には八通りの草稿がありました。今日の話は、この絶筆と草稿、それから最晩年に私宛に出された二通の手紙に基づき、久保さんの最期の遺志をお伝えしたいと思います。ここで最晩年とは、久保さんの八五歳(二〇〇六年)から九一歳(亡くなられた二〇一二年)までを指しています。

二〇〇六年の元旦、私は一つの決意をいたしました。

「今年、現代下水道法が制定されてから五〇年後の二年前。つまり、節目の年まであと二年。こ

の間に日本の下水道丸を安定した航路に乗せた  
い。」

何故そんな決意をしたかと言うと、私が一九九三年に大阪経済大学に移りまして直ぐに『下水道法改正を提言する関西フォーラム』を立上げ、その翌年の一月に下水道法の改正を提言したわけです(詳細内容は『下水文化研究』第六号に収録)。しかし、この提言は無視されて、その後二〇年以上の歳月が流れていたわけです。この間、私はこの課題について、忘れたことはありませんでした。五〇年まで後二年ですが、二年あればそれなりの検討ができる、だから「やらなきゃいけない」と決意を新たにしました。

そこで一月中旬に国土交通省下水道部の江藤部

長に強く提案しました。

「あと二年、その間に今後の下水道事業のあるべき方向、特にその執行体制のあり方について研究すべきではないか。」

沢山の人が、家族を含めれば十万人位の人が下水道事業に従事しています。その人たちが胸を張って仕事ができるように、この際執行体制を考え直さないといけないのではないかと、そう思って頼んだのです。江藤さんは打てば響くように、「それはしつかりやりたい」とおっしゃいました。そして話が代わり、「久保さんから水の基本法の研究の場を設けてほしいとの話があって、前任者と河川局の青山俊樹さんに頼まれているので、それが懸案です」という趣旨の話をされました。青山さんは、国土交通省事務次官にまで登り詰めた優秀な官僚です。

私は、「下水協（日本下水道協会）と久保さんに相談して、もう一回お訪ねします。」と言って辞去しました。次に、下水協の福上常務理事を訪ね、申し上げます。

「これからの協会は、全国のNPO団体との連携を模索したほうがいいのではないですか。」

当時は下水道事業の補助金制度がなくなる可能性が強まっていました。補助金の場合は、国交省の下水道部を通じて大蔵省に要求するわけですが、「交付金制度になると、要求の仕組みが変わり、首長の裁量が重要になります。NPO団体との連携を模索しておく必要があるでしょう」と話したところ、福上さんは「内部の説得が大変だなあ」と申し訳なさそうに言われました。

次に、久保さんに電話をして、「ぜひ会って欲しい。あと二年ある、検討しなくちゃならない」と申し上げたところ、久保さんは「大事なことは水の基本法の研究だよ」と言われました。

私が、「それは十年以上前から分かっています、下水道問題は節目の年まであと二年です。だから研究しなくちゃならない。今がチャンスです」と申し上げました。けれども、結局、久保さんの考えを変えることはできなくて、会うことは適いませんでした。

今から考えますと、久保さんは、ちょうど二〇〇〇年十二月下水道協会誌に「流域水管理の思考」というペーパーを書かれていました。その中で、水の基本法の重要性を述べておられます。ですから久保さんしてみると、十年來の一貫した考え方だったということですね。お考えが変わらないのも、ある意味で当然だったのです。

私たち日本下水文化研究会が努力して実現したバルトン生誕一五〇年記念事業の国内事業が、二〇〇六年五月一三日東京都庭園美術館で開かれました。その時、久保さんが奥様ご同伴で会場の中央に座っておられました。私も講演をしたのですが、壇上から久保さんの様子を見ると大変楽しそうに聞いて下さっていました。しかし、私の講演が終わってから久保さんが席を離れるとき、奥様の介添えが必要でした。当時八六歳でしたけれど、私が直接久保さんにお会いしたのはこの時が最後で、今生の見納めになってしまいました。

久保さんが企画していた水の基本法の研究会については、その後、設置されたという噂もありま

せんでした。それなら民の立場にいる〃この私がやるうじやないか〃と、一四人の同志を糾合して水制度改革推進市民フォーラムを設立したのです。このフォーラムでは、月刊水道公論に「誌上フォーラム 水制度改革」を七回連載してもらい、原稿料の代わりに抜刷り八〇〇部を無償でもらいました。そして、同志の中村隆一さん、照井仁さん、中西正弘さんの協力を得て、議員会館で全国会議員に配って回りました。そうしたら四月初め、当時自民党幹事長だった中川秀直代議士から「重要な課題であり、大いに参考にしたい」という激励の手紙が届きました。私は、この手紙は〃きつと後で役立つ〃と信じたわけです。そして、その通りになりました。

一方、久保さんが心待ちにしていた水の基本法の研究会は、このフォーラムの立ち上げの時期とほとんど同じころスタートしました。会の名前は「水サロン」。サロンという言葉は、ご承知のように社交の場と言う意味です。久保さんは社交の場を作ってもらいたくて頼まれたわけではないので

すが、蓋をあけてみれば社交の場だったのです。

申し合わせ事項が草稿に書かれています。そのうち二つだけを抜き出しますと、「水サロンは、水に関する基本的な事柄を多面的およびグローバルな視点から議論することで、将来の水資源政策について検討・研究する」ことを目的とする。それから「議事のメモは委員限りとする」。こう言う申し合わせがされたのです。具体的な目的を明示することはなかったわけです。私は、委員構成を見て、これは国土交通省の水資源部門を中心に据えた御用学者の集団だ、と思いました。また、議事録メモを委員限りにするということは秘密的、閉鎖的な形ですね。＼いったい何を恐れているのか。これでは久保さんが期待した議論などできるわけがない。＼と率直にこう思ったわけです。しかも肝心の久保さんはメンバーにも入っていないのです。

当時、久保さんは八七歳で体調が衰え、私宛ての手紙の中でこう書かれました。「私はこの三月初旬以降、白内障の進行が進み、入院して手術

をしたり、その間数回にわたって失神して倒れたりしたので、医者に診てもらったところ、四月初旬からは心臓血管研究所付属病院で総点検することになっています。」

久保さんの体は衰えていましたが、その衰えに鞭打って、手紙をこのように続けておられます。

「何とか健康を維持している状態です。六月十一日にはサロンのゲストスピーカーとして一時間ほど話をする事になっていきますので、現在その準備をしているところです。」

テーマは「公共用水域の水質保全を目指した日本の下水道事業を振り返って」です。久保さんの話はとても長いものでしたから一回で終わらなくて、もう一回、一〇月一五日に話すことになりました。お話自体は非常に速やかに終わったのですが、質疑応答の時間が取れなかつたので、夕食の場でやろうということになったようです。手紙によりますと、「質疑がずいぶん盛り上がった」と書かれています。夕食会が終わって立ち上がった時に「何かにつまずいたのか、床に腰をぶつけて気

を失った」と続きます。恐らくつまずいたというよりも、長時間議論をした結果、神経をすり減らして立ちくらみを起こされたのではないかと思えます。腰をぶつけたら、すぐ骨折したそうですから、高齢のために腰骨までも脆くなっていたのでしょう。リハビリテーションに励まれ、四か月後に退院されました。久保さんはこの時の水サロンでの発表を最後に、お亡くなりになるまでのおよそ三年半、ひたすらリハビリテーションを続けられました。年を取るといふことは悲しいことですね。心の中には言いたいことが溢れるほどあつたと思うのです。

十月にいただいた手紙によれば、「今のところ私はリハビリテーション中。健康の完全回復を目指しているところで、他の仕事には動き出すことができません」と書いておられます。文面から察するに、久保さんの本当のお気持ちは「動き出したのだけでも動き出せない」、この心の中の叫びですね。皆さんにも聞こえて来ませんか。久保さんの悲しい声が……。私には聞こえて来ます。

久保さんがこうして動き出したいと思われたのには、私の当時の行動も少しは影響したかも知れません。私は同志と共にこの年、二〇〇八年六月二日に「水制度改革国民会議」を立ち上げました。会員は約一三〇〇名、九月五日には超党派の国会議員と国民会議の有識者で構成される「水循環基本法研究会」をスタートさせました。目的は水循環基本法を超党派の国会議員の手で議員立法として制定することです。閣法つまり中央省庁の官僚の手では不可能というのが結論です。私は事務局長として、第一回の研究会から最後の研究会までのスケジュール、各回の発表者と発表内容などを固めました。そしてスケジュール通りに忠実に進める方針を取ったのです。

一方、水サロンの方はどうかというと、その存在を知る者はほとんどいない。知っている者でも「何をしようとしているのか分かりませんね」という始末です。

久保さんはリハビリテーションの傍ら「日本下水道史」を読み直し、長与専斎と総集編の戦後史

—これは実は私が書いたのですが—について詳細な感想を寄せられました。始めに長与専齋についてですが、久保さんはご自分を長与に重ねておられるように思いました。長与と久保さんの考え方は非常に似ていると思います。長与の思想の中心には「命」と言うものがありますが、久保さんの場合は「水」ですね。そして両方に共通する普遍的な徳目が「人間愛」であるとすれば、両方は自然と一致するのです。そして後でお話しますが、久保さんの道徳的な行動哲学は新渡戸稲造の「武士道」です。これらを総合しますと、これは一つの哲学体系だと思えます。

次に戦後史についてですが、第一点は総集編の戦後史部分について、「当時の日本の下水道関係者の意向を示していると思う」という評価を下されています。戦後の下水道事業と共に歩いた久保さんが、この部分を当時の日本の下水道関係者の意向を示したものだと言われたことは重要です。第二点は、一九七六年の行政管理庁の勧告です。「勧告の解決方法を模索している。それらが見出され

た時、下水道事業はさらに大きく発展するに違いない。その願いを込めて今後なお努力を続けていくこと」とある部分を抜き書きし、『その願を込めて』の箇所にも赤で傍線を引かれた。これは「同感」を示唆します。そう思っておられたわけです。

ですからこれは久保さんの遺志だと受け止めたい。一九七六年ですから、この文章が書かれた年から三六年も経っている。それほど年月をかけても解決されていないわけです。「こんなことっておかしいじゃないか」。久保さんは、きっとそう思っておられたのでしょう。

絶筆の手紙ですが、これには八通りの草稿がありました。最初の第一稿は二〇〇九年二月下旬に書かれたと思われます。二〇一〇年元旦の年賀状には「近く当方の感想を送りたい」と書いておられました。ですから、既に一稿は書かれていたと思います。その後、何回か書きなおして四月一六日付けの手紙にも「近くその感想文がまとまります」と断っておられます。ところがこの手紙が最後。それから音信不通で、私も非常に心配して

おりましたところ、突然四月一日訃報が届きました。その日の夜でしたが、奥様から電話が入った時、「私宛の手紙がなかったでしょうか」とお尋ねしたところ、「亡くなる直前まで書いていました。落ち着いたら整理して送ります」とのことでした。こうして、私宛の手紙が絶筆になりました。草稿は、八通り遺されていました。いずれにしても執筆に一年もの時間をかけて、それでも満足できなかった理由は何かでしょうか。私は、次のように想像しています。

久保さんは水循環基本法が起草され実現に向かう過程を注視して、自分の意見を伝えたいと考えられた。それは間違いないことでした。ところが状況は、かなりのスピードで変わって行きました。二〇一〇年二月には超党派の水制度改革議員連盟が、四月には与党民主党の水政策推進議員連盟が設立されました。さらに水制度改革国民大会が二回開かれました。基本法制定に向けた歩みは確実になり、国土交通省も同調に傾いて行きました。一方、水サロンは形骸化しました。久保さん

は、こうした激変の前に水を守ることに捧げた自分の人生を振り返った。そしてその感慨が自ずと自伝という形になったと思います。八通りの草稿は、自伝を意識して書かれたもので、それでも書き切れない、直し切れない、そういう苦衷の草稿だったのです。

久保さんは八通りの草稿以外にも一つ草稿を残されました。それが「新渡戸稲造と武士道」と題する年譜です。久保さんのライフモデルは、新渡戸稲造だったのです。久保さんにとって新渡戸の武士道、それがクリスチャンとしての信仰と同時に道徳的な行動規範でありました。そういう意味では、長与専斎は外なる目標、自分の外にある目標であり、新渡戸稲造は内なる合一であったのでしょう。新渡戸稲造は自分と一緒だと、自分の血となるものだと、そういう意味で内なる合一であると考えられます。

さて、久保さんが書かれたこと、書かれなかったことですが、久保さんは先輩から引き継いで自分が取組み、成し遂げたことは詳しく書かれてい

ます。しかし、自分が着手して後輩に引き渡したことは、ほとんど、あるいはまったく触れておられません。しかし、最期に課題を二つだけ遺されました。第一点は水の基本法を制定し、それに基づいて下水道法を抜本的に改正すること、第二点は一九七六年の行政管理庁の九項目に渡る勧告を解決することです。これら二点の課題を久保さんは伝えたかったと思います。

久保さんが下水道法を抜本的に改正したのは昭和四五年。例の公害国会で、一九七〇年のことです。その時から四二年後の現在まで下水道法は基本的な仕組みが変わっていません。昭和四五年の時点での下水道普及率は、恐らく二〇%位だったでしょうか。いずれにしろ、非常に低い。今は八〇%にもなろうとしています。状況が違っているのに、四二年間も仕組みが変えられない。これを変え大前提が水の基本法制定だから、「あと二年間の内に」と頼んでも、「君に会う必要はない」と拒絶された。久保さんは、水の基本法制定後、それを踏まえて下水道法を変える、それが大きな課

題だと、思い定めておられたのです。

久保さんは、なぜ後輩に引き渡した課題に触れなかったのか。私たちはこの書かれなかったこと、久保さんが書けなかったこと、ここに久保さんの最晩年の心境を読み取らなければならないと思います。書いたことから読み取るのなら簡単なことです。けれども書かなかったことに意味がある。それを読み取らないといけないと、そう思います。

久保さんが敢えて書かなかったのは、武士道だと思います。武士道では、全てを自分に引き付けて考える。他の誰にも責任を転嫁しない。全てを自分が引き受ける。そこに桜のように見事に散る武士道の精神がある。従って、絶筆の草稿には他者に対する批判は一切書かれておりません。そう言ったところが新渡戸の武士道を道徳的行動規範とした久保さんらしいところだと思います。しかし、何も書かなかったわけではないのです。

久保さんは最期に自らの遺志を示した。それは先ほど言った二点です。私はこの二点を「みんなと苦労を分かち合いたい」という久保さんの願い



と受けとめたい。こう考えますと、久保さんは難しい課題を残して亡くなったわけではなく、「共に歩もうじゃないか」と私たちの心の中に棲家を変えただけだと、思えるのです。

最後に私は久保さんの思いを語り伝え、より良い下水道界を作りあげていくために「久保赳賞」を創設したいと願い、現在その方法を模索しているところです。来年度から、できるだけ若くやる気のある人に久保赳賞を授与できるようにしていきたいと考えております。

下水道法を変える前に水基本法を作らなくちゃいけないというような大構想、これについてはちようど二〇〇〇年に久保さんは「思考の大転換なくして水は守れない」と題する立派なパンフレットを作られ、配布されております。まさにパラダイムシフトで、今や、それが重要になっています。既に、普及率が八〇%。これまでと同じ考え方で行けるわけではない。パラダイムシフトしない限り、この世界は発展しない。久保さんは、はっきり、そう言われているのです。

(二〇一二年六月十六日)

〔編集部追記〕

「熊蜂のごとく―遺稿久保赳自伝―」(企画・編集・稲場紀久雄、二〇一二年十一月、価格二千六百円税外、水産産業新聞社が発刊されました。久保さんの生涯と思想、そのリーダー像、わが国の下水道制度形成の歴史などを伝える貴重な作品です。ご一読をお勧めします。